

米子市の今後の同和対策の方向 (案)

平成19年4月

米子市

策定の趣旨

同和問題は日本国憲法が保障している基本的人権の侵害にかかわる重大な課題です。

昭和44年から続いた特別措置法を根拠とした同和対策事業は、平成14年3月末をもって終了しましたが、法が無くなっても部落差別が無くなった訳ではありません。

本市では、昭和45年度以降に7度の同和対策総合計画の改訂を重ねながら同和対策事業を計画的に実施するとともに、特別措置法の終了後も同和問題の解決を市政の重要課題として位置付けて諸施策を推進してきました。

その結果、同和地区の生活環境をはじめとするさまざまな格差が是正され、一定の成果が認められています。

しかしながら、平成17年度の鳥取県同和地区実態把握等調査及び米子市同和地区実態調査、平成14年度の米子市人権・同和問題市民意識調査の集計結果では、依然として啓発、教育、就労などの面で解決すべき課題が残されていること、また結婚差別など差別意識が現存し差別発言や差別落書きなどの差別事象も発生していることなど、いまだに部落差別は解消されていない状況にあることが明らかになっています。

このような状況のもとで、平成14年度に策定した「米子市同和対策5か年総合計画」は、平成18年度末をもって計画年度を終了します。

平成19年度以降については、同和対策が物的な生活環境整備を主体とした内容から、教育、啓発や各種ソフト事業を主体とした内容へと移行していることを踏まえ、名称を「同和対策5か年総合計画」から「今後の同和対策の方向」へ変更し、国の同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念に基づき、残された課題の早期解決を目ざして諸施策を推進します。

なお、この「今後の同和対策の方向」は、平成17年度に策定した米子市人権施策基本方針及び米子市人権教育基本方針との整合を図るとともに、米子市人権施策基本方針における「同和問題に関する人権施策」及び米子市人権教育基本方針における「同和問題に関する人権教育の推進プラン」にかかる様々な施策の方向性を明らかにするものです。

本市の同和問題の現状と課題

1 同和地区の概況（平成17年度鳥取県同和地区実態調査から）

平成17年7月1日現在の市内の同和地区数は6地区で、世帯数は278世帯、人口は904人であり、米子市総世帯数の0.5%、米子市総人口の0.6%にあたります。

65歳以上の人口比率は23%で、市全体の21%を上回っています。また年齢階層別人口では、市全体と比較すると50歳から74歳にかけての人口比率が高く、39歳以下の人口比率が低いという特徴があり、今後の急速な高齢化の進行が見込まれます。

配偶者の出生地比較では、夫婦の一方が地区外の割合が着実に増えており、とりわけ若い世代の地区外結婚が進んでいます。

物的な生活環境では、住宅新築資金等貸付事業や道路整備事業、水路整備事業などによる整備が進んでおり、同和地区と周辺地区との格差の改善については一定の成果が認められます。

2 就学状況（平成17年度学校基本調査、平成17年度鳥取県同和地区実態調査から）

中学校卒業者の進学率については、県全体と県同和地区との差が無くなっていますが、高等学校卒業者の進学率については、今もなお10ポイント近い格差が存在しています。

卒業学校の種類比較では、過去の調査と比べると徐々に高学歴化が進んでいますが、一方で、高齢者を中心に依然として小中学校の卒業者が多く、全体では小中学校の卒業者が1/3を越す状況です。識字についても高齢者を中心に課題が残っており、このことは孫世代の家庭内教育に少なからず影響を与えていると考えられます。

3 就労状況（平成17年度鳥取県同和地区実態調査から）

仕事をしている人の割合は、過去の調査と比べて低下が著しく、稼働年齢層（20歳～59歳）においても同様に低下しています。

産業分類別就業人口では建設業従事の割合が高く、就労形態では臨時雇が多いという特徴があり、同和地区住民が景気の動向に左右されやすい不安定な就労状況おかれていることが明らかになっています。

4 収入状況（平成17年度鳥取県同和地区実態調査、平成17年度米子市同和地区実態調査から）

収入状況は、過去の調査と比べて大きく悪化しています。県全体や米子市全体の収入

状況との比較でも、低所得者層の比率が高く、高所得者層の比率が低いという傾向がはっきりと現れており、依然として所得格差が存在しています。

生活の満足度でも「苦しい」「やや苦しい」との回答が約6割を占め、苦しい理由では「収入自体が少ないから」との回答が約7割を占めています。

5 被差別体験（平成17年度鳥取県同和地区実態調査から）

平成17年度の同和地区実態調査においても、この5年間に多くの方が結婚、学校、職場、地域など様々な場面で被差別体験を受けているとの回答があり、部落差別事象として表面化しないが、潜在的に今もなお部落差別が存在していることが明らかになっています。

また、同和地区関係者を攻撃する差別落書きやインターネット掲示板での書き込みもあとを絶たず、同和地区関係者にとってまだまだ厳しい現実があるといえます。

6 市民意識（平成14年度米子市人権・同和問題市民意識調査から）

同和問題に関する市民の意識は、長年にわたる学校教育の積み重ねや小地域懇談会を中心とした地域での啓発活動などによって着実に変化しています。

平成14年度の市民意識調査の結果では、家族や親せきと同和地区関係者との結婚について、「本人の意思を尊重し、結婚を祝福する」と回答した市民が調査を開始してから初めて半数を超えています。このことは今までの教育、啓発の成果として評価できます。

しかし、まだ半数近くの市民がこだわりや反対の意思を持っていることや、結婚時の身元調査を肯定する回答が半数を超えていることなども重く受け止めなければなりません。

基本方針

本市では、「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもとに、次の2項目を基本方針として、残された課題の解決を旨とします。

1 差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進

市民一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育、啓発を推進します。

2 同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策の推進

同和地区の実態や同和問題に関する市民意識の把握に努めながら、同和地区関係者をとりまくさまざまな課題の解決に向けた施策を推進します。

個別分野の方向

1 同和保育の推進

〔現状と課題〕

本市では、すべての乳幼児の発達保障を図りながら、基本的人権を尊重する心と実践力を育むことを目的として、平成14年度に「米子市同和保育基本方針」、平成17年度に「米子市同和保育実施要綱」を策定しています。

今後も、保育所職員の資質の向上を図るとともに、保育所職員と関係機関等との協力や連携を促進しながら、国の保育所保育指針に掲げる「人権を大切に作る心を育てる」保育を推進する必要があります。

〔施策の基本方向〕

(1) 同和保育主担者の配置

各保育園に同和保育主担者を配置して同和保育の組織的な推進を図ります。

(2) 保育士研修の充実

同和保育に関する認識を深めるため、研修機会の充実を図ります。

(3) 保育士の加配

同和地区のある保育園に加配保育士を配置します。

2 学校における同和问题学習の推進

〔現状と課題〕

学校教育では、同和问题学習を年間指導計画に位置付け、歴史的事実の学習とともに現在の部落差別の実態や差別解消への取り組みについての学習を重ねています。

しかし、生徒が身分を表す言葉を使用して自分たちの人間関係の中で序列づけをしたり、相手を攻撃・排除したりするような差別事象が今もなお発生しています。

〔施策の基本方向〕

(1) 学校における同和问题学習

同和问题を正しく理解し、部落差別解消に向けての意欲と実践力を育てる取り組みを推進します。

3 社会における教育・啓発の推進

〔現状と課題〕

社会においては、小地域懇談会を中心に地域での学習・啓発活動が進められるほか、PTAによる保護者研修、企業における研修等が行われています。

本市でも広報誌・啓発誌等による広報活動や様々なイベント・行事等による啓発活動を進めるとともに、地域やPTA、企業等における学習・啓発活動等を支援しています。

こうした長年にわたる啓発活動の積み重ねによって、同和問題に関する市民の意識は着実に変化しています。

しかし、平成14年度の市民意識調査の結果では、同和地区関係者との結婚について、まだ半数近くの市民がこだわりや反対の意思を持っていることや、結婚時の身元調査を肯定する回答が半数を超えていることなどを重く受け止めなければなりません。

また、地域や企業においても、同和地区関係者に対する差別発言や、差別落書き、インターネットへの悪質な書き込みなどが今もなおあとを絶ちません。

〔施策の基本方向〕

(1) 広報活動

啓発誌「心ゆたかに」の発行等の広報活動を推進します。

(2) 市民啓発

部落解放月間における取り組み、啓発パネルの貸し出し、米子市人権情報センターにおける各種講座の開催、地区公民館における公民館講座の開催等を通して市民啓発を推進します。

(3) 小地域懇談会

地区人権・同和教育推進協議会と連携しながら小地域懇談会による学習・啓発を推進します。

(4) 企業啓発

米子市同和问题企業連絡会との連携を強化するとともに、米子市人権教育推進員による企業啓発等を推進します。

(5) 保護者啓発

保育園、幼稚園、学校における保護者研修や広報活動を通して、同和問題を正しく理解するための保護者啓発を推進します。

(6) 米子市人権情報センター

米子市人権情報センターでの同和問題に関する情報提供、学習に関する相談・支援等を推進します。

(7) 米子市人権・同和教育推進協議会

米子市人権・同和教育推進協議会との連携を強化しながら、同協議会の就学前教育部会、学校教育部会、社会教育部会、行政・職域教育部会における様々な啓発活動を支援します。

4 推進者の育成

〔現状と課題〕

教職員研修、PTA研修、地域社会における推進者の研修、市職員研修に同和問題学習を位置づけて推進者の育成を図っています。

教育・啓発を効果的に推進するため、今後も同和問題に関する深い認識と実践力を身につけた推進者を育成する必要があります。

〔施策の基本方向〕

(1) 教職員研修の充実

教職員の同和問題に関する認識を深め、同和問題学習の推進を図るための研修機会の充実に図ります。また、同和地区児童生徒の諸活動を支援するための研修と情報交換の機会の充実に図ります。

(2) PTAにおける推進者の育成

PTA研修におけるリーダーを養成するための研修機会の充実に図ります。

(3) 地域社会における推進者の育成

地域社会における啓発推進者の育成を図るため、地区人権教育推進員等の研修機会の充実に図ります。

(4) 市職員研修の充実

小地域懇談会等の市民啓発にリーダー的役割が果たせるよう、市職員の研修機会の充実に図ります。

5 同和地区住民の学習支援

〔現状と課題〕

同和地区住民に対する心理的差別は根強く残っており、同和地区児童生徒が将来的に差別の現実に直面するということが考えられます。

今後も、学習会や研修会等により、同和地区における幼児・児童・生徒の社会的立場の自覚を深めるとともに、差別を克服するために必要な学力や進路の保障を図りながら、家庭や地域社会の教育力の向上に努める必要があります。

〔施策の基本方向〕

(1) 同和地区社会教育振興事業

同和地区住民の自主的な社会教育活動の振興を促進するため、同和地区社会教育振興事業を推進します。

(2) 同和地区進出学習会

同和地区児童生徒の学力・進路保障や社会的立場の自覚を深めるため、同和地区進出学習会を支援します。

(3) 同和地区児童・生徒交流会

同和地区児童生徒の仲間づくりを促進するため同和地区児童交流会及び同和地区生徒交流会を開催します。

(4) 同和地区奨学生研修事業

同和地区高校生等の社会的立場の自覚を深め、部落差別解消に向けて主体的に行動していく意欲と実践力を高めるため、進学奨励金支給時における研修及び夏季一泊研修を行います。

6 相談活動の推進

〔現状と課題〕

同和地区生活相談員や隣保館職員をはじめとする人権政策課職員は、同和地区関係者が身近に相談できる立場にあり、常日頃から同和地区関係者との信頼関係を築きながら的確な助言、指導を行っています。

現在2名の同和地区生活相談員が多くの生活相談を受けていますが、今後も同和地区関係者のみに留まらず、周辺地域住民も含めた幅広い市民を対象とした相談活動を展開していく必要があります。

〔施策の基本方向〕

(1) 同和地区生活相談員

同和地区生活相談員による同和地区関係者をはじめとする幅広い市民を対象とした相談活動を推進します。

(2) 人権政策課職員による相談活動

隣保館職員及び人権政策課職員は、日頃の業務を通じて同和地区関係者の立場に立った相談活動を行います。

7 差別事象の対応

〔現状と課題〕

平成17年度の同和地区実態調査では、ここ5年間に被差別体験があると回答した人が62人もあり、近年においても結婚、学校、職場、地域など様々な場面でまだまだ厳しい現実があるといえます。

また、同和地区関係者を攻撃する差別落書きやインターネット掲示板での書き込みもあとを絶ちません。

〔施策の基本方向〕

(1) 事象の未然防止及び適切な対応

社会や学校における教育・啓発を推進し、差別事象の未然防止に努めます。

差別事象が発生した場合は、直ちに正確な把握に努めるとともに、米子市人権施策推進会議及び人権政策課を中心として適切な対応に努めます。

8 隣保館・解放文化センター・地区会館事業の推進

〔現状と課題〕

隣保館、解放文化センター及び地区会館は、人権問題の速やかな解決に資することを目的とした施設であり、とりわけ隣保館には職員を配置し、地域の主体性に基づいた相談事業、地域福祉事業、啓発・広報活動等を実施してきました。

また、地区会館は地域の主体性に基づいた社会教育振興事業等、各種の活動の場として活用されています。

今後も周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館・解放文化センター・地区会館事業の充実を図っていく必要があります。

〔施策の基本方向〕

(1) 隣保館事業

地域の実態を的確にとらえ、地域の特性に応じて相談活動、広報活動、福祉事業など、住民の生活向上のための事業を推進します。

また周辺地域、他地区との交流を積極的に推進し、同和問題に関する理解を深めます。

(2) 解放文化センター事業

同和問題の速やかな解決に資するため、米子市解放文化センター事業を推進します。

(3) 地区会館事業

同和地区及びその周辺地域の住民の福祉の向上を図るため、地域の主体性に基づいた学習活動や交流活動等を促進します。

9 進学奨励金の支給

〔現状と課題〕

鳥取県における中学校卒業生・高等学校卒業生の進学率の推移を見ると、中学校卒業生の進学率については、県全体と県同和地区との差が無くなっています。一方、高等学校卒業生の進学率については、今もなお10ポイント近い格差が存在しています。

米子市同和対策高等学校等進学奨励金については、対象となる世帯の7割以上が利用しており、就学状況の改善に向けて着実な成果を挙げていることが伺えます。

〔施策の基本方向〕

(1) 進学奨励金の支給

進学する能力を有しながら経済的に就学が困難な同和地区関係者に対して、米子市同和対策高等学校等進学奨励金を支給します。

10 固定資産税の減免

〔現状と課題〕

平成17年度の同和地区実態調査の結果では、同和地区住民の収入状況は過去の調査と比べて大きく悪化しています。

県全体や米子市全体の収入状況との比較でも、低所得者層の比率が高く、高所得者層の比率が低いという傾向がはっきりと現れており、依然として所得格差が存在していません。

〔施策の基本方向〕

(1) 固定資産税の減免

同和地区住民の経済力の培養、生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、固定資産税を減免します。

11 高齢者福祉施策の推進

〔現状と課題〕

平成17年度の同和地区実態調査の結果では、高齢化比率が23%に達し、米子市全体の21%を上回っています。

年齢階層別人口では、米子市全体と比較して50歳から74歳にかけての人口比率が高く、39歳以下の人口比率が低いという特徴があり、今後の急速な高齢化の進行が見込まれます。

〔施策の基本方向〕

(1) 老人憩の家事業

高齢者の心身の健康増進を図るため、同和地区老人憩の家事業を推進します。

12 児童福祉施策の推進

〔現状と課題〕

児童館は、子どもの健やかな育成を図ることを目的とした施設であり、同和地区にも2館設置されています。

同和地区の児童館は、幼児・児童の社会的立場の自覚を深めるとともに、差別を克服するために必要な学力向上の場として活用されています。

〔施策の基本方向〕

(1) 児童館事業

同和地区における児童館の活動・運営の充実を図り、児童の健全育成に努めます。

(2) 児童遊園地の管理

同和地区における児童遊園地の適切な管理に努めます。

1.3 農業施策の推進

〔現状と課題〕

同和地区の農業振興については、土地基盤整備及び農業近代化施設の整備が進み、農家の経営安定と生活水準の向上について一定の成果が認められます。

(1) 農業近代化施設の管理

農業近代化施設として整備した共同作業所や農機具保管施設の適切な管理に努めます。

(2) 農業集落排水事業受益者分担金の減免

同和地区の生活環境の改善と向上を図るため、農業集落排水事業受益者分担金について当該年度の受益者分担金を50%減免します。

なお、この施策は平成19年度をもって終了する予定です。

1.4 雇用対策の推進

〔現状と課題〕

平成17年度の同和地区実態調査の結果では、同和地区関係者が景気の動向に左右されやすい不安定な就労状況おかれていることが明らかになっています。

同和地区関係者の就職相談については、公共職業安定所との連携を図りながら、同和地区生活相談員等による適切な対応に努めています。

〔施策の基本方向〕

(1) 企業啓発

公正採用を促進するため、啓発パンフレット等による企業啓発に努めます。

(2) 特定新規学卒者就職支度金の支給

新規学卒者の就職を促進し、職業の安定を図るため、就職支度金を支給します。

1 5 関係団体との連携

〔現状と課題〕

米子市同和事業推進協議会は、同和地区住民の社会的地位の向上を図ることを目的として昭和49年に組織されています。本市では同和問題の解決を図るため同協議会への支援を行っています。

部落解放・人権政策確立要求米子市実行委員会は、部落解放及び人権政策確立を促進することを目的として平成14年に組織されています。

〔施策の基本方向〕

(1) 米子市同和事業推進協議会への支援

同和地区住民の社会的地位の向上を図るため、米子市同和事業推進協議会への支援を行います。

(2) 部落解放・人権政策確立要求国民運動の推進

部落解放・人権政策確立要求米子市実行委員会と連携しながら部落解放・人権政策確立要求国民運動に関する市民意識の高揚を図ります。

1 6 住宅新築資金等貸付事業の償還事務

〔現状と課題〕

同和地区の住宅環境の改善を図るために実施した住宅新築資金等貸付事業は平成8年度で新規貸付を終了しており、現在は償還事務を行っています。

近年の同和地区住民の不安定な雇用状況、収入状況を反映し、滞納処理が大きな課題となっています。

〔施策の基本方向〕

(1) 滞納対策の強化

滞納問題の解決を図るため、督促等の滞納対策を強化します。

(2) 住宅資金貸付事業繰出金の支出

貸付利率と起債償還利率の差額補填として、住宅資金貸付事業繰出金を支出します。